

大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため
配慮すべき事項についての意見

1 大規模小売店舗の名称
セントラルシティ和歌山

2 大規模小売店舗立地法第8条第1項 に基づく市町村からの意見【和歌山市】
(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、生活環境の保全上支障のないよう
廃棄物の適正保管及び処理に務めること。
(2)環境面、衛生面、排出量、回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保すること。
(生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にすること。)

※大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づく住民等からの意見はありませんでした。